

# 北海道医療大学知的財産ポリシー

平成28年9月13日制定

## 1. 知的財産に関する基本的考え方

本学の使命として、教育、研究並びに社会貢献が重要である。本学は、社会貢献上の使命として、「研究成果を広く社会に知の財産として還元することを期待している。」としているが、得られた成果を新たな研究の源泉とする「創出・保護・活用」の知的創造サイクルを円滑に機能させ、本学が組織として知的財産を管理しその活用を推進するために、「北海道医療大学知的財産ポリシー」（以下「ポリシー」という。）を定める。

## 2. 適用対象者

ポリシーの適用対象者は、次のとおりとする。（以下、ポリシーの適用対象者を「教職員等」という）

- (1) 専任の教職員等
- (2) 本学への採用にあたって、発明等に関し契約がなされている者
- (3) 本学の施設設備等を使用するにあたって、発明等に関し契約がなされている者

## 3. 知的財産と知的財産権

知的財産とは、教職員等が行う知的活動（研究および教育）の成果として、財産的価値を有し、必要であれば対外的に移転できる財産全般を指すものとする。

知的財産から生じる権利（知的財産権）には、出願、登録等により法律で保護された権利のほか、特許を受ける権利に代表される発明等により生じる権利全般を含むものとする。

## 4. ポリシーが対象とする知的財産

ポリシーが対象とする知的財産は、次のとおりとする。

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となる創作
- (4) 品種登録にかかわる権利の対象となる育成
- (5) ノウハウを使用する権利の対象となる案出

## 5. 知的財産の帰属・承継

- (1) 「発明、考案、意匠、育成」について
  - (a) 届出

教職員等は、その職務に関連して行った研究成果が、ポリシーが対象とする知的財産に該当すると考えられる場合には、北海道医療大学職務発明規程の定める発明届を速やかに提出しなければならない。

(b) 職務発明等の認定、帰属

教職員等の創出した知的財産の職務発明等としての該否・権利の継承の判断は、北海道医療大学職務発明規程に定める職務発明審議委員会において審議により行う。ここで、「職務発明等」とは、教職員等が、「本学の職務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が、本学における当該発明者の現在又は過去の職務に属する発明等」であり、原則、大学に帰属する。大学が承継しないと決定した知的財産に係る権利は創作した教職員等に帰属する。

上述した発明等以外については、それぞれの知的財産の特性を勘案し、大学帰属とするもの又は創作者が管理、活用等を行うものを別途定めるものとする。教職員等は知的財産に係る権利の承継の決定に異議がある場合には、職務発明審議委員会に異議を申し立てることができる。

6. 知的財産の管理・活用

(1) 知的財産の管理

大学帰属とされた知的財産に係る知的財産権の出願、権利化、譲渡等に関する一切の管理は、本学が行うものとし、その費用は原則本学が負担する。

(2) 発明者等に対する対価

発明者等から発明に係る権利を承継して取得した場合には、職務発明等に係る対価を取扱規程における定めに従って当該教職員等に対して支払う。知的財産の活用により本学が収入を得た場合には、当該教職員等及び本学に適切に分配する。

(3) 守秘義務

本学及び教職員等は、知的財産に係る守秘義務を誠実に遵守する責を負う。

(4) 活用

本学は、研究活動により得られた知的財産を社会で有効に活用し、社会貢献を果たすため、効率的な技術移転、共同研究・受託研究の推進等を行う。

7. 共同研究、受託研究に伴う権利の帰属など成果の取り扱い

共同研究、受託研究に伴う成果の取り扱いは、原則、寄与度に応じて成果に伴う権利の持分を決定する。知的財産の取扱いについては、共同研究、受託研究に係る契約の中で規定する。

8. 知的財産の管理及び産学官連携の実施体制と責任

本学における知的財産の取得・活用促進のための組織として、教育研究推進課が、知

的財産の権利化、管理、活用などにおけるマネジメントを行う。また、教育研究推進課は、共同研究・受託研究等の契約業務支援、外部技術移転機関との連携など支援業務を実施する。

#### 9. 学生に関する取り扱いについて

大学学部生および大学院生（以下「学生」という。）に関しては、大学における通常の研究活動の範囲では本ポリシーの適用対象とならない。

ただし、学生にとっては、指導教員等とともに本ポリシーの適用対象となることによって、発明などを本学に一元管理されることが可能となるので、講座・研究室内の統一的な指針のもとで研究・教育に専念できることとなる。